

2 市町村議会で議決した主な政策的条例(平成 27 年 6 月～ 7 月議決分)

平成 27 年 7 月 21 日現在

市町村議会名	条例の内容
二戸市	【議決年月日】 平成 27 年 6 月 15 日 【名 称】 二戸市議会の議決すべき事件を定める条例 【公布年月日】 平成 27 年 6 月 16 日 【施行年月日】 平成 27 年 6 月 16 日
二戸市	【議決年月日】 平成 27 年 6 月 15 日 【名 称】 二戸市議会議員政治倫理条例 【公布年月日】 平成 27 年 6 月 16 日 【施行年月日】 平成 27 年 9 月 1 日

二戸市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

- （1） 市の総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更、又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二戸市議会議員政治倫理条例

議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。よって、議員と市民との信頼関係を導く基盤としてこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、二戸市議会基本条例（平成26年二戸市条例第8号）第19条第2項の規定に基づき、議員が市民全体の代表者として議員活動を行うに当たり、遵守すべき行動基準を定め、市民からの信頼を得る基盤をつくり、もって公正な市政の発展を目指すことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。
- 3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- 4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

(政治倫理基準)

第4条 議員が遵守すべき政治倫理基準を次のとおり定める。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の代表者として、常にその人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、不正に影響力を行使し又は金品を授受しないこと。
- (3) 市が行う許可、認可等その他の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関し、個人、特定の企業、団体等を推薦し、紹介する等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 市が行う許可、認可等その他の処分又は市が締結する売買、賃借、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないこと。また、その後援団体についても政治的及び道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介する等その地位を利用し

て不正にその影響力を行使しないこと。

- 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(納税報告の義務)

第5条 議員は、毎年6月30日までに、前年分の市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納付状況を記載した報告書（以下「状況報告書」という。）に納税証明書を添えて議長に提出しなければならない。なお、新たに議員となった者は、議員となった日から1月以内に、状況報告書に納税証明書を添えて議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により提出された状況報告書を当該議員の任期満了となる年度の末日まで保管しなければならない。

- 3 市民のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条の規定により選挙権を有する者（以下「有権者」という。）は、議長に前項の規定により保管されている状況報告書の要旨を閲覧請求することができる。ただし、納税証明書は、閲覧の対象としない。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、議員となった場合において、自ら事業を営んでいるとき、又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職（以下「取締役等」という。）に就いているときは、議員となった日から1月以内に、議長にその旨を記載した書面（以下「兼業報告書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 主として収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

- 2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むことになったとき、又は新たに法人等の取締役等に就くこととなったときに準用する。この場合において、同項中「議員となった日」とあるのは、「当該事業を営むこととなった日又は当該職に就くこととなった日」と読み替えるものとする。

- 3 議員は、前2項の規定により提出した兼業報告書の内容に変更があったとき、又は自ら事業を営むことをやめたとき、若しくは法人等の取締役等を離職したときは、遅滞なくその旨を記載した書面（以下「兼業変更報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

- 4 議長は、第1項及び第2項の規定により提出された兼業報告書（前項の規定により兼業変更報告書が提出された場合は、当該兼業変更報告書を含む。）を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、市民の閲覧に供さなければならない。

(誓約書の提出義務)

第7条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1月

以内に、誓約書に署名して議長に提出しなければならない。

(調査請求の手続)

第8条 市民又は議員は、議員が第4条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議長に対し調査を請求(以下「調査請求」という。)することができる。

2 前項の規定により調査請求しようとする者が市民である場合は、有権者総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員である場合は、議員定数の4分の1以上の議員の連署をもってしなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第9条 議長は、調査請求を受けたときは、議会運営委員会の意見を聴き、必要と認めるときは、議会に二戸市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置するとともに、その事案についての審査を付託するものとする。

2 審査会の委員定数は、8人とし、議員の中から議長が議会運営委員会に諮って選任する。ただし、審査の対象となる議員及び調査請求した議員は、委員となることができない。

3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了時までとする。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(政治倫理基準違反の審査等)

第10条 審査会は、前条第1項の規定により付託された事案について、当該請求に係る政治倫理基準違反の存否について審査を行う。

2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となっている議員(以下「調査対象議員」という。)、調査請求した者及びその他関係人に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の規定による審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

4 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(議員の協力義務及び弁明)

第11条 調査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席を求め

られたときは、それに従わなければならない。

2 審査会は、被請求議員が前項の要求を拒否したとき、又は虚偽の陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

3 調査対象議員は、審査会において口頭又は書面により弁明することができる。

(審査結果報告書の提出)

第 12 条 審査会の委員長は、審査の結果を文書により議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

3 調査対象議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

4 前項の規定により弁明書が提出されたときは、議長は、当該弁明書の全文又はその概要を公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第 13 条 調査対象議員は、自己に関する審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

2 議会は、調査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に議員である者に対する第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定の適用については、第 5 条中「毎年 6 月 30 日までに」とあるのは「この条例の施行の日から 1 月以内に」と、第 6 条中「議員となった場合において」とあるのは「この条例の施行の日において」と、第 7 条中「議員となった日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。